

別記 10

墳墓調査積算要領

墳墓調査積算要領

第 1 章 調 査

(墳墓調査)

第 1 条 受注者は、調査区域内の墳墓については、次の各号に定めるところにより調査を行い、墳墓調査表（様式第 68 号の 3）を作成するものとする。

- (1) 石塔は、一基ごとに縦、横、高さの寸法を調査したうえ、その体積を算出する。この場合において当該石塔に付属する花台、線香台等を含めること。
- (2) 石塔ごとに調査すべき項目は、次のとおりとする。
 - イ 土葬、火葬の別
 - ロ 埋葬年次
 - ハ 土葬の場合は、遺体数
 - ニ 火葬の場合は、遺骨数
- (3) 墓地に存する工作物については、墳墓工作物として、附帯工作物要領の規定に準じて調査すること。
- (4) 墓地に存する立竹木については、墳墓立竹木として、別記 9 第 1 条の規定に準じて調査すること。

第 2 章 積 算

(墳墓移転料の積算)

第 2 条 受注者は、次の各号に定めるところにより、標準書等に基づいて改葬料算定表（様式第 69 号の 1）及び祭し料算定表（様式第 69 号の 2）を作成するものとする。

- (1) 種別及び数量は、墳墓調査及び墓地管理者等の調査の成果に基づき算出すること。
- (2) 地蔵、祠等については、墳墓に準じて算定すること。ただし、埋葬料は計上しない。
- (3) 墳墓工作物については、構造及び形状により通常妥当と認められる工法に基づき、これを移転するために要する費用を算定したうえ、工作物移転料算定表により、墳墓工作物移転料を求めること。ただし、祭祀財産と認められないものについては、附帯工作物要領に準じて算定するものとする。
- (4) 墳墓立竹木については、別記 9 第 2 条に準じて算定したうえ、立竹木移転料算定表により、墳墓立竹木移転料を求めること。